

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		長浜鉄道スクエア
施設所管課		産業観光部観光振興課
施設概要		【旧長浜駅舎】 所在地：長浜市北船町 111 番 9 構造：明治 15 年建築、無筋コンクリート造、2 階建、切妻造、棧瓦葺 面積：敷地面積 929.46 m²、延床面積 439.20 m² 開設年度：昭和 58 年 所有者：西日本旅客鉄道株式会社 施設内容（1 階）：世話係室、駅長室、事務室等 施設内容（2 階）：収蔵品倉庫、展示室 付帯設備等：旧長浜駅 29 号分岐器ポイント部 1 組（レール：5.5m）、トンネル銘板：6 枚、第 501 号舟町公園、公衆トイレ 【長浜鉄道文化館】 所在地：長浜市北船町 111 番 8 構造：平成 12 年建築、木造 2 階建（一部 RC 構造壁、一部鉄骨床、木造トラス小屋組） 面積：敷地面積 646.59 m²、建築面積 372.64 m² 開設年度：平成 12 年 所有者：公益財団法人日本ナショナルトラスト 施設内容（1 階）：資料展示室、事務室、トイレ等 施設内容（2 階）：HO ゲージ観覧デッキ 【北陸線電化記念館】 所在地：長浜市北船町 111 番 8 構造：平成 15 年建築、木造 2 階建合金メッキ銅板葺 面積：敷地面積 442.24 m²、建築面積 382.57 m² 開設年度：平成 15 年 所有者：公益財団法人日本ナショナルトラスト 施設内容（1 階）：資料展示室、図書室 施設内容（2 階）：観覧デッキ、屋外観覧デッキ
募集概要	募集方法	公募
	募集要項配付期間	令和 4 年 7 月 12 日～8 月 15 日
	申請書類受付期間	令和 4 年 8 月 8 日～8 月 15 日
	指定期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）
	指定管理業務内容	① 長浜鉄道スクエア条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務 一 実物、標本、模写、模型、図表、写真等の展示及び供用 二 展示及び保存資料（以下「資料」という。）についての説明、助言及び指導 三 資料の保管、展示等に関する技術的研究 四 資料に関する解説書、目録、図録等の作成及び頒布 五 観光施設の目的に係る特別展等の開催 六 建物及びその附帯施設の公開 七 その他観光施設の設置の目的を達成するために必要な事業 ② 管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務 ③ 管理施設の使用許可に関する業務 ④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑤ その他市長が必要と認める業務
指定管理料 限度額		令和 5 年度 2,650,000 円 令和 6 年度 2,650,000 円

			令和 7 年度 2,650,000 円 令和 8 年度 2,650,000 円 令和 9 年度 2,650,000 円 ※この額は、現行の消費税率（10％）に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。																												
応募状況			申請者（合計 1 者）		共同申請の場合の構成																										
			所在地 名称																												
			申請者 A	長 浜 市 北 船 町 3-24 えきまちテラス長浜	公益社団法人長浜観光協会																										
審査の概要及び結果	審査方式		長浜市指定管理者選定委員会第 2 委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査する。																												
	選定委員会委員		4 人																												
	審査経過		第 1 回選定委員会（令和 4 年 7 月 6 日開催） 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第 2 回選定委員会（令和 4 年 9 月 6 日開催） 申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。																												
	審査基準		1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他施設の性質又は目的に応じて定める基準 ※ 上記 1 ～ 5 のほか、現指定管理者の管理運営実績の評価を反映させる。																												
	指定管理者の候補者		公益社団法人長浜観光協会																												
	審査結果及び理由		【審査基準に基づく採点結果】 <table><tr><th rowspan="2">審査基準</th><th rowspan="2">配点</th><th>申請者の点数</th></tr><tr><th>申請者 A</th></tr><tr><td>審査基準 1</td><td>60</td><td>50</td></tr><tr><td>審査基準 2</td><td>240</td><td>186</td></tr><tr><td>審査基準 3</td><td>140</td><td>103</td></tr><tr><td>審査基準 4</td><td>260</td><td>206</td></tr><tr><td>審査基準 5</td><td>100</td><td>80</td></tr><tr><td>合計</td><td>800</td><td>625</td></tr><tr><td>(参考)100 点換算割合</td><td>100</td><td>78.125</td></tr></table> 【指定管理料の提示額】 <table><tr><th>申請者</th><th>提示額</th></tr></table>			審査基準	配点	申請者の点数	申請者 A	審査基準 1	60	50	審査基準 2	240	186	審査基準 3	140	103	審査基準 4	260	206	審査基準 5	100	80	合計	800	625	(参考)100 点換算割合	100	78.125	申請者
審査基準	配点	申請者の点数																													
		申請者 A																													
審査基準 1	60	50																													
審査基準 2	240	186																													
審査基準 3	140	103																													
審査基準 4	260	206																													
審査基準 5	100	80																													
合計	800	625																													
(参考)100 点換算割合	100	78.125																													
申請者	提示額																														

			申請者 A 2,650,000 円／年
			【理由】 公益社団法人長浜観光協会は、昭和 58 年の開館以来当該施設の管理運営を担ってきたことによるノウハウや人脈、文化財の取扱いや活用方針、慶雲館など他の観光施設との連携といった点で評価でき、指定管理者候補として適当と判断した。 従来の管理実績にとらわれず新たな企画立案や、慶雲館と合わせた優位を最大限活用していただき、現存する日本最古の駅舎・旧長浜駅舎の価値の向上と鉄道スクエアの入館者増加につながることを期待したい。
		市が選定する指定管理者の候補者	公益社団法人長浜観光協会 【理由】 長浜市指定管理者選定委員会第 2 委員会の審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の各号のいずれにも適合し、最も適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を長浜鉄道スクエアの指定管理者の候補者に選定した。